

尼崎市特別職報酬等審議会 議事録（第4回目）

1 日 時 令和7年6月11日（水）15:00～17:00

2 場 所 尼崎市役所本庁舎北館4-1会議室

3 出席者 委員（出席10名）

松並 潤委員（会長） 杉崎 康昭委員（副会長）

加藤 正文委員 久木元 悦子委員

堂園 隆司委員 堀切 敏浩委員

松原 一郎委員 溝口 環委員

森田 紘子委員 百合草 陽子委員

事務局

総務局長 人事管理部長 給与課長

傍聴人

なし

4 審議会進行次第

(1) 配布資料の説明

(2) 審議内容

《パブリックコメントの取扱いについて》

事務局： パブリックコメントの取扱いについて庁内で再度議論があり、当初の方針を変更したい。本来パブリックコメントは市が施策等を進める際に実施するものであり、審議会が主体で行うべきではないという結論となった。そのため、まずは審議会として市民の意見を聴取すべきかどうか判断いただきたい。審議会として意見を聴取するのであれば、市のパブリックコメント制度とは別に給与課が事務局として意見を募集する形となる。

委員： 尼崎市ではどのような基準でパブリックコメントを実施するのか。

事務局： 市の基本的な制度や計画など、市民生活に影響を与えるもの等に対して実施している。計画や制度設計上、視点の漏れなどが無いか、利益を損なう可能性がないか確認するなどの目的がある。これらの観点からすると市長等の退職手当がどの程度市民生活に影響があるのか客観的な判断が難しいが、前回審議会の際もパブリックコメントを実施していたことも踏まえ、今回も同様にパブリックコメントを実施することとしていた。

委員： パブリックコメント実施に関する要綱などはあるのか。

事務局： 市民意見聴取プロセス実施要綱がある。

委員： 要綱を踏まえると審議会がパブリックコメントをすることはないと思う。
市民に影響を与えるかはグレーだと思うが、市長公約の一つであるため市の施策としてパブリックコメントに諮るべきではないか。

委員： 前回の審議会ではどういった整理でパブリックコメントを実施したのか。

事務局： 前回はこの度の整理とは異なり、審議会名でパブリックコメントを実施している。

委員： 前回はどのような意見があがってきたのか

事務局： 意見はなかった。

委員： 透明性を確保する意味では審議会として実施すべきと考える。

委員： パブリックコメント実施のスケジュールは公表しているのか。

事務局： 公表しているが、変更可能だと確認している。

委員： 審議会で各分野の代表が集まり審議しており、改めて市民から意見を求めるとなると審議会の役割が薄れてしまうのではないか。審議会としてパブリックコメントは実施する必要はないと思う。

委員： 各代表が集まる審議会でも視点が欠けていたりすることはあり得るし、またマイノリティの利益が守られていない場合のセーフティネットといった本来の実施目的の観点からすると、実施すべきではないか。

委員： 審議会の最終答申後、議会に諮るのであれば市がパブリックコメントをするべきではないか。

委員： 審議会として市民から意見が出てもどのように反映させたらよいかイメージできない。

委員： 計画段階でやると決めているので計画通りやるべきではないか。

委員： パブリックコメントは市に対して意見を行うところであり、審議会が意見を求めることに違和感がある。

委員： 条例改正の段階でパブリックコメントを実施することには賛成だが、市が実施しない可能性もあるため、審議会としてパブリックコメントを行っておく必要があるのではないか。

委員： パブリックコメントを実施しても意見を反映させる余地がなければ意味がないのではないか。

委員： 市のパブリックコメントではないので、市民の意見募集方法などは審議会でも検討し実施していくのか。

事務局： 事務局の給与課が実施するが、形としては審議会主体で実施する。

委員： 意見に対する回答を必須としない形で意見募集であれば実施してもよいのではないか。

委員： 審議会の意見募集と市のパブリックコメントの違いは分かりにくいのではないか。

委員： これまでの議論を総括していきたいが、当初はパブリックコメントで市民の意見を聴取するとしていたこともあり、機会は減らさない方がよいのではないかという点と、審議会として意見聴取後の取扱いが難しいといった点を踏まえ、審議会としては意見聴取せず最終答申を行うが、付帯意見として市としてパブリックコメントを行うよう記載する形でまとめるのはどうか。

事務局： 現状の答申案では、現行制度の維持となっており、その場合は条例改正を行う必要が無いため、パブリックコメントを実施する理由付けが難しい。

委員： 現状維持として条例改正しないという形でパブリックコメントを実施できないのか。

事務局： 今回のように条例改正の必要がなく、現状維持の形で実施することが適切か庁内でも確認したい。

委員： 条例改正しない場合の議会对応はどうなるのか。

事務局： 答申結果の報告という形になると思う。

委員： それではパブリックコメントとの位置づけでなくとも、市長の退職手当については、市民から意見を聴取したほうが良いという主旨で表現を検討したい。内容を事務局と整理して付帯意見への記載を検討する。

《答申案について》

委員： 『4年の任期で支給される退職手当としては多額であると感じる市民がいることは認識すべきである』という表現が、Ⅳ審議会での主な意見と、Ⅴ結論の両方のパートに出てきているが、Ⅴ結論のパートでは不要ではないか。

委員： この点は残していただきたい。

委員： Ⅳ審議会での主な意見のパートで『功績反映の仕組み』が出てきている一方で、Ⅴ結論のパートで出てきていないのは不自然ではないか。

事務局： 結論のパートに追記する。

委員： 副市長、議員の給料等は、市長の年収をベースに定められているが、それぞれ職務や性質が異なっているため、個別に設定すべきではないか。

委員： 二代表制の地方自治制度において、市民評価制度の取扱いによっては民主主義の根幹を脅かす可能性があるといった表現の主旨は、市政運営が大衆迎合的になるといった認識でよいのか。

事務局： ご指摘のとおり、議会が行政に対するチェック機能を持っている中で、市民評価制度を優先した市政運営が行われると適正を欠くおそれがあるため、慎重に取り扱うべきであると認識している。

委員： 少し表現として強い印象があるため、慎重に議論すべきというような表現に見直すべき。

委員： Ⅴ結論のパート、2退職手当の適正水準の2つ目の主旨を確認したい。

事務局： 財政状況が改善したことは経営層に対する評価となり得るが、現職市長の評価期間の取扱いや、普遍的な基準の設定といった課題がある中で、水準を引き上げる結論には至らないという主旨である。

委員： 財政状況の改善は、過去の市長による功績でもある。また財政状況の改善はコスト削減によるものもあると思うが、コスト削減における負の側面もあると考えられるため、財政状況の改善のみで評価できるものではない。

委員： 行財政改革によって市民サービス水準を下げることもあったのではないかと思う。

委員： 単なるコストカットだけではなく、まちづくり全体の評価として満足度なども踏まえた評価が必要である。

事務局： 財政状況の改善のみをもって評価することは難しいといった主旨に修正する。

委員： 今回ご意見いただいた内容を反映し、次回の最終答申時には完成に近い形で各委員と調整していただきたい。

以 上